

大地震後の被災建築物から住民の安全を守るために 被災建築物応急危険度判定



応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを「危険」「要注意」「調査済」の三種類で応急的に判定することをいいます。



(赤紙)

この建物に立ち入ることは、危険です。



(黄色)

この建物に立ち入る場合は、十分注意してください。



(緑色)

この建物は使用可能です。

応急危険度判定士とは…

前述の応急危険度判定活動を行う者であり、具体的には、建築士の資格をお持ちになっている方で、県が主催する応急危険度判定講習会を受講し、知事へ申請を行い、応急危険度判定士として認定（5年更新）された方です。

県内や他県において大規模な地震等が発生した場合、意向を確認した上で岩手県知事が判定士に対し判定活動（ボランティア）を依頼することとなります。

なお、その活動は被災建築物の応急的な調査に限定され、被災建築物の復旧に係る調査等までの協力を依頼するものではありません。



◇◇応急危険度判定講習会◇◇

このような趣旨に基づき、盛岡広域振興局土木部では裏面の案内のとおり、応急危険度判定に係る講習会の実施を予定しております。

建築士の皆様におかれましては是非受講されるとともに、応急危険度判定士としての認定申請を行われるようお願いいたします。



被災建築物応急危険度判定講習会の開催案内兼申込書

FAXで申込みをされる場合は、下記申込記入欄に必要事項をご記入のうえ、本紙のみを送信してください。

(FAX番号：019-652-6924)

1 開催日時	令和 8 年 11 月 27 日 (金) (受付) 13:00～ (講習会) 13:30～15:30
2 開催場所	盛岡地区合同庁舎 8階講堂A (盛岡市内丸11-1) ※ 合同庁舎及び県庁舎の駐車場はご利用いただけません。 近隣の駐車場又は公共交通機関のご利用をお願いします。
3 定員・費用	30名 申込制 (先着)。受講料は不要。
4 受講資格	(1) 建築士法による建築士又はその他知事の認める者であること。 (2) 県内に住所を有すること。
5 申込期限	令和8年10月30日 (金) 17:00
6 申込方法	下記申込記入欄に必要事項をご記入のうえ、FAXで申込みください。 申込み受付完了後、受講票を発行 (令和8年11月6日以降) します。
7 申込問合せ先	盛岡広域振興局土木部 建築指導課 (担当 佐々木) 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 電話: 019-629-6650
8 その他	■ 本講習会はCPD制度対象予定です。 ■ 受講修了証は、講習会の後に郵送します。 ■ 講習会当日に新規 (有効期限切れを含む。) に認定申請を希望される場合は、講習受付の際に認定申請書及び添付書類を提出してください。 認定申請書は、県ホームページからダウンロードできます。 ■ 後日認定申請される場合は、現在お住まいの最寄りの広域振興局土木部又は土木センターの建築指導課に後日発行する受講修了証を添えて認定申請書を提出してください。

申込記入欄

フリガナ	
① 受講者氏名	
② 自宅住所	〒 —
③ 連絡先 (日中に連絡可能な電話番号)	— — 携帯電話・自宅・職場 (いずれかに○)
④ 受講票の送付先 (FAX 番号又は E-Mail アドレス)	個人・自宅・職場 (いずれかに○)
⑤ 勤務先名称 (③又は④が職場の場合に記入)	
⑥ 資格種別 (該当する項目に☑)	☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ 建築士試験に合格している者 ☐ 建築基準法 77 条の 58 第 1 項による建築基準適合判定資格者 ☐ 建築基準法 12 条第 1 項による特殊建築物等調査資格者 ☐ 官公庁で建築行政、営繕等の建築に関する実務の経験年数が 7 年以上の者で所属長が建築士と同等の知識及び技能を有すると認めた者
⑦ 判定士認定の状況 (該当する項目に☑)	☐ 新規 ☐ 新規 (有効期限切れ) ☐ その他 ☐ 更新 (注: 本講習を受けなくても更新申請はできます)